

「我が国畜産と今後の環境対策」

農林水産省 畜産局長 本田 浩次



我が国の畜産は、食生活の高度化、多様化等に伴う需要の増大を背景として順調な発展を遂げ、農業の基幹的な部門に成長してきている。

しかしながら、我が国の社会経済が大きな変革期に直面している中で、農政についても社会情勢の変化や国際化の進展に対応し、抜本的に改革することが強く求められている。このため、農林水産省としては、本年の通常国会において成立した「食料・農業・農村基本法」を基本とし、経営感覚に優れた効率的・安定的な担い手の確保を通じ、安全で合理的な価格での食料の安定供給と農業・農村の多面的な機能の十分な発揮が可能となる諸般の施策を推進していきたいと考えている。

畜産については、担い手の減少、ウルグアイラウンド農業合意の実施に伴う国際化の進展等、畜産を巡る情勢は大きく変化してきており、このような中で、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定的供給をはじめ、地域社会の活力維持、国土や自然環境の保全等その役割はますます重要となっていくものと考えているところである。

こうしたことを踏まえ、農業が有する物質循環機能が十分発揮され、畜産経営の健全で安定的な発展を図るための「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が7月22日に成立したところである。

この法律は、家畜排せつ物の管理の適正化のための措置と利用の促進を図るための支援措置を柱としているところに特徴があるが、その背景には、家畜排せつ物を単に適正に管理するだけでなく、たい肥として農業の維持的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進していこうという考え方がある。

本法の成立により畜産環境対策のための制度的枠組みができたわけであり、今後これを基本とし、次のように畜産環境対策の具体的な展開を図っていきたいと考えている。

まず第一に、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備の促進である。野積み、素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理については、早急に解消する必要があるが、国としても平成11年度において、補助事業、リース事業の拡充を図るとともに、新たに金融・税制上の支援措置を講じたところである。

第二に、畜産と耕種の連携強化によるたい肥の流通・利用の促進である。たい肥センターにおけるたい肥の成分分析、耕種農家に対するたい肥の散布に係る助成等のほか、平成11年度からは新たにたい肥需要マップの作成、たい肥投入効果の実証展示等により、たい肥の広域流通を促進する対策を講じているところである。

第三に、悪臭防止や浄化处理等に関する技術開発、指導体制の整備等による家畜排せつ物処理施設・技術の低コスト化、効率化の推進である。(財)畜産環境整備機構において、たい肥舎の設計計算等の専門的知識を備えた畜産環境アドバイザーの養成を図るほか、たい肥舎等に係る建築基準の緩和に向けた検討を開始したところである。

地域と調和した資源循環型畜産の確立を図るため、本法の成立を契機として、これまで以上に、畜産を営む方々はもとより、農業関係団体、市町村、都道府県、国等の関係機関や関係者の一体となった取組みが図られていくことに期待したい。